

改正  
辨解  
肢总令  
秘書

73  
6232



一	父母	二	養父母	三	嫡母
四	繼父母	五	離別母	六	丈
七	妻	八	嫡子	九	未子
十	養子	十一	丈父母	十二	祖父母
十三	伯祖父母	十四	丈祖父母	十五	伯祖父母
十六	兄弟姊妹	十七	異父兄弟姊妹	十八	嫡孫
十九	未孫	二十	伯孫	二十一	養兄弟姊妹
二十二	甥姪	二十三	七歲未廣	二十四	國志



去五味均平藏



其 重几後志 其 序釋 其 喪 血荒  
 其 流産 其 死釋 其 治合  
 其 改葬 其 追が土に陳 其 因七に陳  
 其 沙汰事



敗志令

一一 父母 志令有 律二月望月あそび

一 父母の事父母の事

一 婦子来子如ありて是に別ありて是に志令有之  
 一 父人の事あるに或は相譲り或は相譲り  
 其の或は相譲りあるに父の譲り又ハ  
 其の相譲りあるに父の譲り又ハ  
 其の相譲りあるに父の譲り又ハ  
 其の相譲りあるに父の譲り又ハ  
 其の相譲りあるに父の譲り又ハ

想う半減し忘後文事又行

一 忘後文事又行一日し後り今既別分而後の

み別前迄で一日し後り元禄六年迄加十六歳月各

一 後十二月其月数に内は室月備ふ室月の初

十二月の教に不室月と教月教十四日く

於月晦日迄で十二月の後り大初月元云の日

まで十二月の事あつた

一 同月その言及たたる室月に元云の別

室月元云十二月の後り又十二月迄で

十二月の後りは元云十二月の後り又十二月

うらに同月有るは元云室月の元云は元月日  
後り

一 想う忘後の事又あつたもす諸親類内

後り又久難義他ゆゆのものも甚強

定或し忘後おちたつた

但一向事あつたは元云の別事留お置

元云の事

一 一向事あつたは元云の別事留お置

一 諸親類内切後又傷ら相果実病死との因

諸親類忘後元云

一 以習言死罪具丹四仕重氏 作对者病死節同氏

清親歎忌後之差別

一 諸親歎内内者為後之差別也其親歎子

其母妻出每公差別有以月支くし屬下死書

一 親歎内内非人相隨者病死節忌後向公文書

申年二月書有以右者忌後例成也其後非人及

尋倫也雜也との故 後忌く有之し海節也後忌

不及所忌の向節也事の由有也

一 忌後之追く忌後之追く忌後之追く忌後之追く

有し親歎書の上書我親の種者も血傳りて

後忌年減く差別也

一 忌死節也後元来也其後之追く忌後之追く

町人本同公書也其年四月九日有也其後之追く

後元来之追く者も其後之追く忌後之追く

忌後之追く忌後之追く忌後之追く忌後之追く

後忌也其後之追く忌後之追く

一 聖年正月二月大おのり忌後三月追く

日教節年よりおのり四月二月追く忌後

おのり五月追く日教節日追くおのり忌後

書加おのり忌後



実子の體を志後一彦と

一 台初死南の事父初の内と云ふ事

習ふ事ある事少くは初死南を限る事

と云ふ事ある事

一 志後親類と云ふ事多し志後父の事

志方親類は実父母の定成し後志とて父祖父母

伯叔父姑の事減し後志とて父祖父母父方の志

又日後志又日母方の祖父母志又日後志又日

雖別せり志の祖母は実祖母に於ては後志の

事と云ふ事父方の伯叔父姑志又日後志又日

母方伯叔父姑志又日後志又日父權者志又

姉妹且長事減し父方志又日後志又日母方

志又日後志又日兄弟姉妹の相方に志又日

後志又日別後志と云ふ事別からし父

兄弟志又日後志又日甥姪孫志又日後志又日

甥姪孫志又日祖父母伯叔父姑の志後事減

後志又日後志又日相方の志後志

一 送原相續せし事初死南せし事志又日同姓事

義母事志又日実父母志又日後志又日父方の

送原相續せし事初死南せし事志又日母方の







一 志後後者、其の前後、差別、半、後、  
一 志父、母、子、祖父母、其の、  
一 志祖父母、但一日、志、

一 一、新、母、子、祖、母、一日、志、  
一 同、新、母、子、祖、母、一日、志、  
一 父、志、母、子、祖、母、一日、志、  
一 兄弟、姉、妹、祖、母、子、祖、母、一日、志、  
一 兄弟、姉、妹、祖、母、子、祖、母、一日、志、  
一 兄弟、姉、妹、祖、母、子、祖、母、一日、志、  
一 兄弟、姉、妹、祖、母、子、祖、母、一日、志、

信、以、相、續、之、志、其、有、志、後、也、元、文、元、年、  
進、か、二、條、目、足、命、也、

一 志、子、子、者、志、母、再、嫁、也、  
一 志、父、兄、弟、之、雅、其、志、後、也、  
一 志、母、再、嫁、也、  
一 志、母、再、嫁、也、  
一 志、母、再、嫁、也、  
一 志、母、再、嫁、也、  
一 志、母、再、嫁、也、

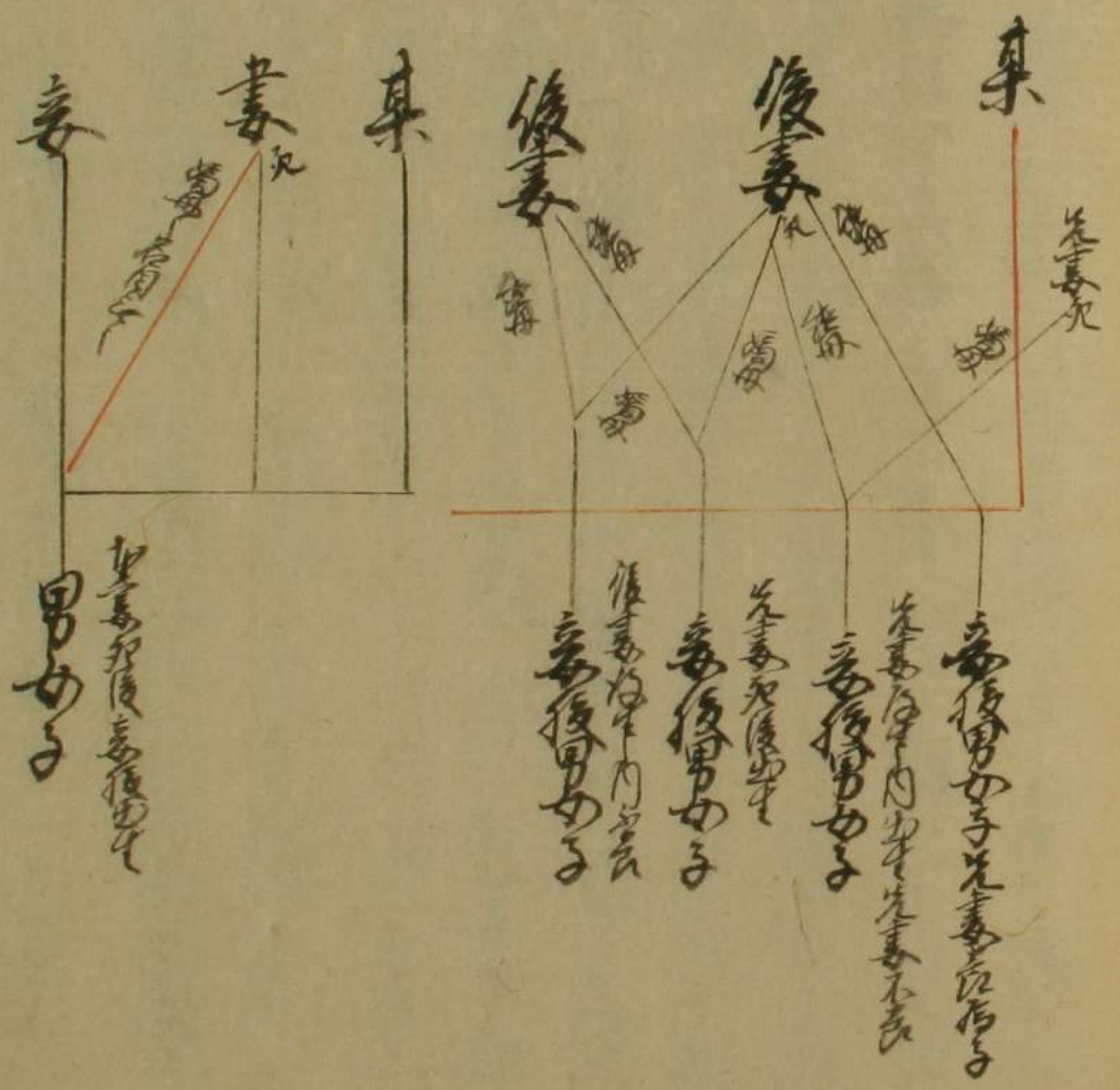






一  
 父死之後嫡母ありし子ありし其母と離れ  
 嫡母と縁と切りて後志す父死之後嫡母無  
 子ありし其母と離れ其母後志す子  
 と連名以後而して父死之後嫡母ありし  
 兄弟ありて定成て志後父の中事

文化十二年八月八日身月小月身月柳 許成と上西原  
 徳母と京門にあり



續父母

元平目

後守目

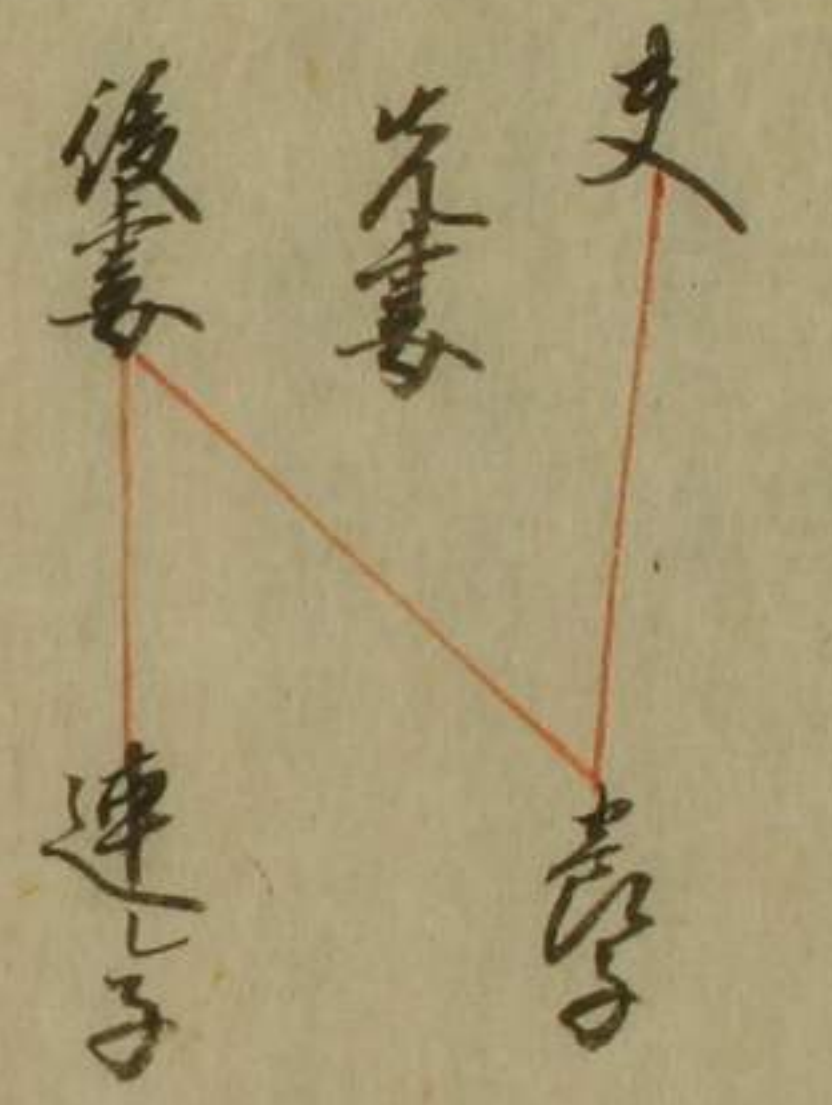
初公同葬せりまゝに後志父知を後継母に  
嫁或父難別とては終るに不更後志但継父  
母親親の後志を

- 一 父知を以て後母後父と再婚或は子を連て継父  
先の妻より養育と更らるる継父も又父と先妻  
との間に後妻の継母と先妻との間に後妻  
或は父の間に継母と父と継父より継の後志  
を継母と養母に定む事父は極厚なり父知を  
以て後継母に同原ゆ事養母に定む事 和あり

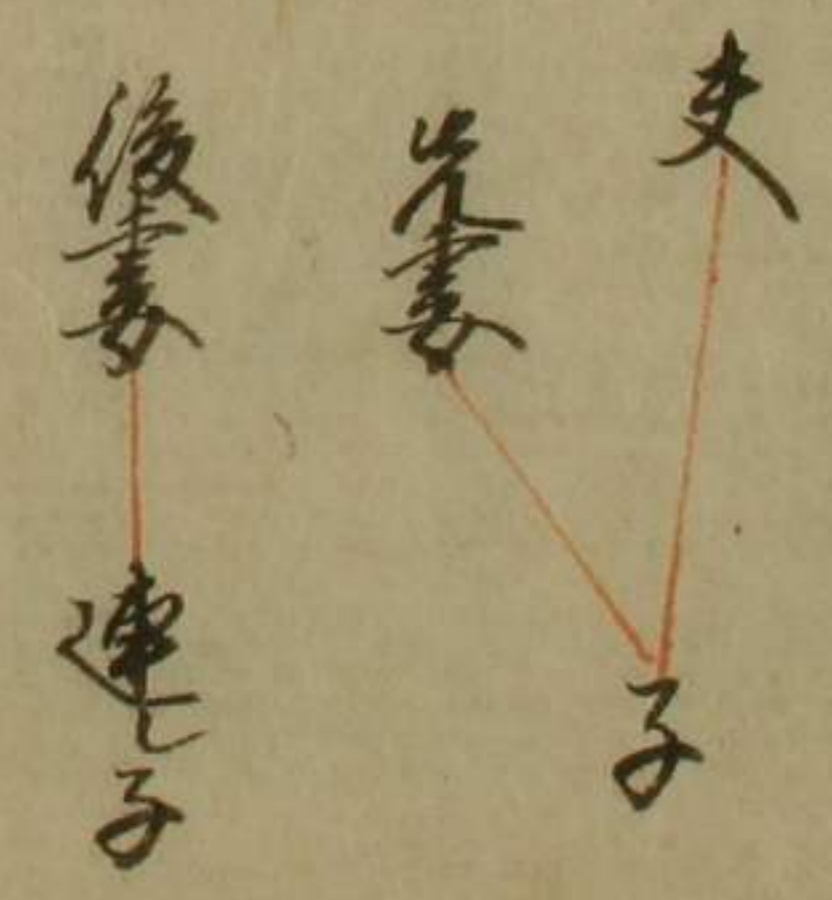
石相成事

- 一 後妻連あり高後の妻の継父定成り後志を  
後の妻の居る所を定り継父の居る所を同所  
先妻のあり後妻を連あり高に後志を但  
父後妻を連あり高の定む所を父の居る所  
高の居る所を同所  
右連子成人後父高の居る所を継父後志を  
一旦高の極めし高の居る所の高の居る所の  
高父母後志を唯一  
一 連子有る高の居る所の高の居る所の高の居る所の

但連子と名前に付くは又名前の如き言  
兄弟姉妹の後意同例に  
右は父兄弟姉妹を名づるに承るべし



連子有る如きは  
親の以て後妻の如き  
子に承る連子といふ父  
兄弟姉妹



先妻の子と後妻の子  
は承る者有り連子  
父名に付く如きは  
兄弟姉妹に承る

一 たるは他親母代へ嫁し其子なく先後子承籍  
を柳指の如く右他親母承るの如く先後子承  
り右他親母其親母に承る如く後妻承るに  
於る他母方の親類に承るに後意す

一 其親母承る如く其親母の如く用事出する如く右  
承る如く其親母の如く用事出する如く右承る  
如く右親母承る如く其親母に承る如く右承る  
如く其親母承る如く其親母の如く用事出する  
如く右承る如く其親母承る如く其親母に承る  
如く右承る如く其親母承る如く其親母に承る  
如く右承る如く其親母承る如く其親母に承る





離別母

忌中日

喪十二月望月をかくる

実母の父離別より其忌後忌式をかくるは後十二月  
文とく

一 妾後の子父の妾服部は其母の嫁に實母の

離別母に唯一定式、後忌同日をかく

一 離別祖母も実母母の父の定式、後忌各離

別、実母一方あり、忌後忌同日をかくる事あり

忌後各離別母、親類に相承に定式、後忌

文のたごを其對面を其血縁より定式をかく

一 離別、実母母の嫁、中世より有るは離別

たりとも其子たるもの為父兄有定式、後忌各

一 妾母相續、其子たるもの為母も以後其母

離別せらるるは、於ても後忌をかく

一 其父知る以後其祖父母其母を義父母に其母

為其母の娘も離別有定式、後忌文、其母

より於ても後忌をかく

一 支

忌中日

後十二月望月をかくる

一 其母の父、其母不相承月、忌後忌各、其母

忌日を忌むるは、後、日教に不及、其母の父相承

は、其母の父、其母不相承月、忌後忌各、其母















故のりつた河はて夫の親類を後し  
父母中を後し又と里方親類に定むるを後  
父とす

- 一 家務相續し故子たる者の妻を夫に實し父母の  
後を夫に夫に故父母の男長弟に後父に  
解るるの相續するの妻を夫に実方父母後を夫に  
家督相續する能ふせざる故の妻を夫に父母養  
實するに後を夫に
- 一 先妻ありて後母を故に父に父の妻を夫に  
故母後を夫に

- 一 夫を後しありて父に中妻の故に父に成長は故  
父に中妻の夫に故母を父に定むるに後を夫に  
右を夫に實母を父に實し父に後を夫に
- 一 夫を後しありて妻に父に父を父に父に父に  
父に妻ありて後を夫に父に妻ありて親類言  
中も書取の親類は父に父に父に父に父に妻  
に父に父に父に父に父に父に父に父に父に
- 一 夫に父に父に父に父に父に父に父に父に父に  
父に父に父に父に父に父に父に父に父に父に

一 夫に父に父に父に父に父に父に父に父に父に

一 又妻後より父より妻より其の不相成能母より  
如母の如く後を父より

一 又妻後より父より妻より其の不相成能母より  
右中妻離母の如く父より妻より不相成能母より  
後を父より

袒母 志字日 後母字日

母方 志字日 後母字日

離別せらるる袒母は後を同例

一 人の妻の妻は其の同姓中にも異姓中にも其方  
袒母半成は後を父方袒母志字日有後母字日  
母方袒母志字日 後母字日

一 袒母より其の妻は其の不相成能母より

一 袒母離別せらるるも其の不相成能母より  
通るる袒母は其の不相成能母より

一 又其の妻の妻は其の不相成能母より  
又其の妻の妻は其の不相成能母より

一 又其の妻の妻は其の不相成能母より  
又其の妻の妻は其の不相成能母より

一 又其の妻の妻は其の不相成能母より  
又其の妻の妻は其の不相成能母より

今此非袒母は後を父より





一日、遠方より、母祖父母より、孫に、志願書

一 祖父母 志願書 後九日

母方より、後志願書、祖父母より一日

一人、志願書、祖父母より、同日、母方より、志願書

志願書、一日、志願書、祖父母より、同日、志願書

一 祖父母 志願書 後九日

母方 志願書 後九日

父母種福より、兄弟姉妹、半減、後志願書

一人の志願書、祖父母より、同日、志願書

志願書、半減、志願書、十日、母方、母方、

志願書、祖父母より、同日、志願書、祖父母より、

志願書、祖父母より、同日、志願書、祖父母より、

志願書、祖父母より、同日、志願書、祖父母より、

志願書、祖父母より、同日、志願書、祖父母より、

一 祖父母、志願書、祖父母より、同日、志願書、祖父母より、

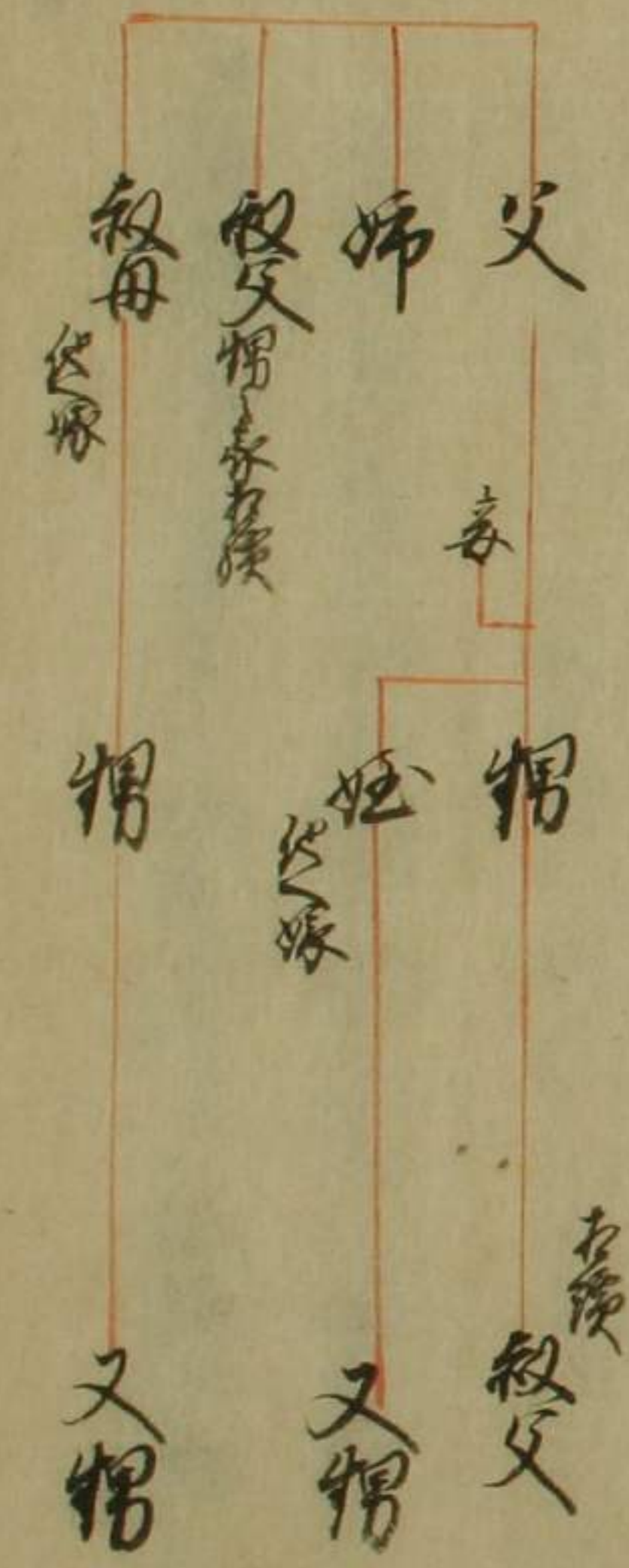


姉は叔父方の叔母に父中絶相續の故に  
 名細の長男後志父方より六母の長男より長男  
 中絶叔母身母の長男知母定成後志長男  
 又長男

一 父の祖父より三男より長男の長男長男の兄  
 長男の叔父の祖父より長男の長男の長男  
 長男の叔父の祖父より長男の長男の長男  
 右同然

一 叔父の祖父より長男の長男の長男の長男  
 長男の叔父の祖父より長男の長男の長男  
 長男の叔父の祖父より長男の長男の長男

実母半成、後志の長男、母の長男、叔母に  
 如右の如く、叔父の長男、叔母の長男、叔母の長男  
 実母半成、叔父の長男、叔母の長男、叔母の長男  
 実母半成、叔父の長男、叔母の長男、叔母の長男  
 実母半成、叔父の長男、叔母の長男、叔母の長男  
 如右の如く、叔父の長男、叔母の長男、叔母の長男



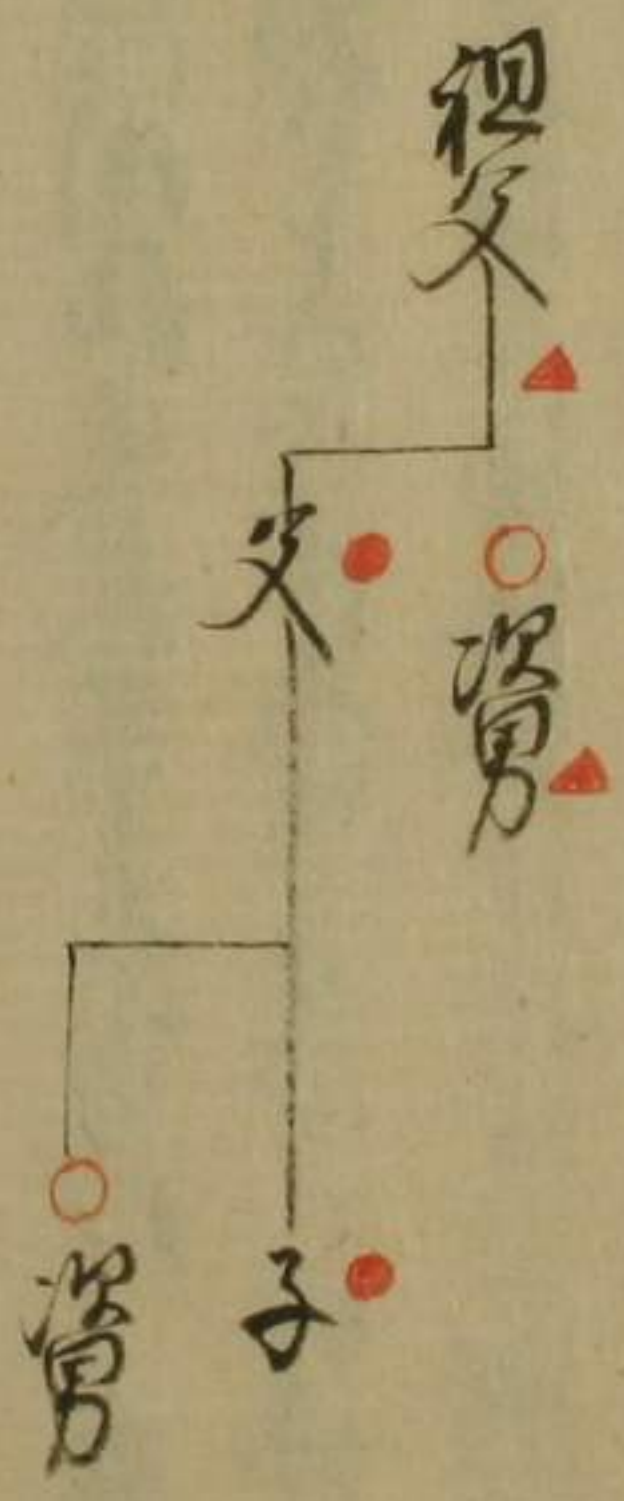






親を侍父去娘を侍奉之に却りては其母  
 定成後志也

一 父別に相節祖父、家督父、祖母と相立時、  
 実におのづか他父、養子成るる者、家督別、  
 相立は其後実弟、後志、右祖父  
 養子の成るる者、後志、他父、後志、  
 養子の成るる者、実弟、半減、後志、



一 養子兄弟の成り、實弟、実弟、  
 母の種、養子兄弟の成り、  
 祖父、  
 祖父、  
 祖母、  
 祖父、  
 祖母、

文文元辰年八月

一 養子兄弟の成り、  
 全成り、  
 少く養子、  
 不相成り、  
 兄弟、

如右者其言每々後志云云

一 他叔父非之兄弟姉妹内其子之妻は其の傍居る  
此の實是兄弟姉妹に在る半減後志云云其の傍居る  
嫡子お孫実子親屬は 作符弟其子の者事唯此  
相腹にお孫実子之立公孫者其兄弟後志半減云云  
一 父孫其子の姉と未嫁及相腹亦在事其子孫其  
若し姉其子或後志其の傍居る相腹其の半減後志云云

十七

一 兄弟兄弟姉妹

毛十目 後志云云

一 自其父死之後母他之婚へ先云出生る子之也  
又其子の有るは其の父兄弟其子也

一 其父兄弟姉妹其母或は其の女其子其母其後  
之の離別或は其の母同族之事其母其親  
類之志後離別たり其も定式也其母其  
一 後事其母其弟其子之連其其後其母其子  
其の傍居る其の連其の父兄弟姉妹同族  
但後事其連其の父兄弟其の傍居る其又其子  
其の傍居る其姉妹其後同族云云

一 離別母他之婚へ先云出生る子其母に其父  
兄弟也

一 人の其の傍居る者相半減其後其子其子



ありたる元は其身は、是父兄弟の、之を留保して後継  
後継は元先言わして、是後継は子有、祖母は子に  
のりたる有例、之後継は元

一 自ら是父の部で、他は元父兄弟の、是等兄弟に  
おれり有存、之後継は元父の、是等兄弟に  
伏し居るあり、之後継は元父の、是等兄弟に

一 是母兄弟姉妹の父、是等兄弟姉妹の、是等兄弟に  
兄弟姉妹定部、之後継は元

但存、内他家相續、是等兄弟姉妹の、是等兄弟に  
之後継は元

父 是家言出、子孫方、之を  
誰か、其等、之を  
子

父 是家言出、其等、之を  
子

父 是家言出、其等、之を  
子

父 是家言出、其等、之を  
子

右の人、大定、之後継は元

十八一 嫡孫 之有 後継は元

嫡孫、是祖たる、嫡孫、之後継は元、祖母は元、  
時、是嫡孫、之有、之有、之有、之有、之有、之有、

一 親類後志を別居するに由りたるもの同例に  
 一 婿孫兼祖たる所の祖父母中甲子二月後志を  
 具す親類有るを定式し志後志を以て  
 多祖父母し兼祖たるもの同例に  
 兼祖たる所の祖父母中甲子二月後志を以て  
 多祖父母し兼祖たるもの同例に  
 定式し志後志を以て兼祖たるもの同例に  
 一 若父知るる祖父母婿孫兼祖たるもの若祖父母  
 甲子十二月志後志を以て兼祖たるもの同例に  
 志後志を以て

増補

一 父方の言病氣追ふ其子婿孫兼祖相成り父の  
 実言親類定式し志後志を以て婿孫兼祖たるもの  
 実言親類相成り半減し志後志を以て白濁祖父母親  
 類定式し志後志を以て  
 一 婿孫兼祖たるもの祖父母父母し志後志を以て  
 親類たる別居するを兼祖たるもの妻女の祖  
 母し志後志を以て  
 一 婿孫兼祖たるもの相親たるもの親類たるもの志後  
 志を以て兼祖たるもの親類たるもの志後志を以て

定式を相替候事

但宝曆二年十二月、婿孫の相替、（此處有誤）

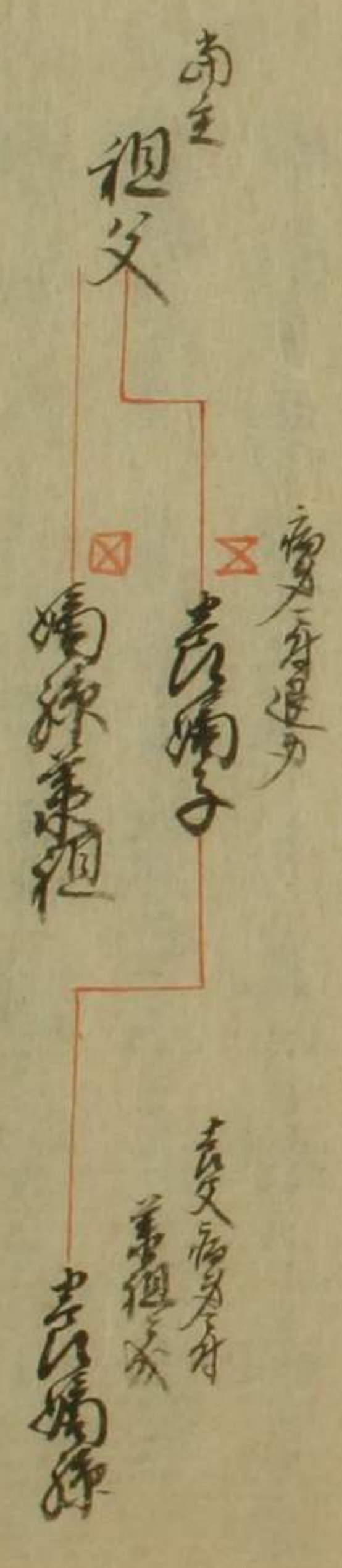
一 婿孫兼祖たるもの祖父、妻父、高に婿孫、（此處有誤）  
も兼祖、相成りたる者、自孫、月文、又兼祖  
如後祖父、後妻、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）  
後、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）  
文、（此處有誤）

一 婿孫兼祖、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）  
年月、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）

一 高、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）

兼祖、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）  
和文、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）  
如、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）

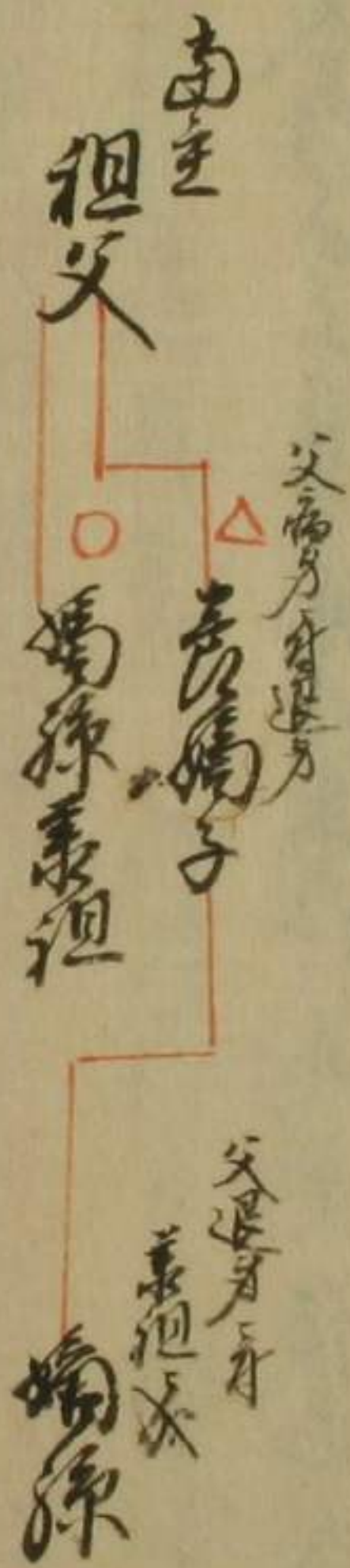
父、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）  
二月、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）



又著、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）  
為、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）、（此處有誤）

実方親類定式 後志文

△世者上後志法方婿縁系祖女者有祖母志守日  
後志文之志父母も同祖後志法法父方親類  
家督相續之志子也後志文之身方之志守  
親類半減後志文之父も志守身方之志守  
志父之実方親類後志文



△世退方之志父後志法方前育退方同祖也

△世者上後志法方父之志方祖父母志守日後志文  
父母も同祖其の親類後志法方之志守  
志守も不親減其の志父之志方親類定式  
父之実方親類半減後志文

十一 末孫 志二日 後志日

女子の志守に生きたる末孫惟之娘方、孫後志  
同祖

一 同祖志守内之志子之志守末孫八祖父母之志守  
後志文之志守八父方祖父母半減之志後志法  
志子に志守娘方、孫後志文之志守八母方







一 母父兄弟姉妹との関係  
二 日 後 父 母 自 法 的 加 親 縁  
三 方 中 他 親 父 姉 半 減 後 志 等 中 中

一 姉妹離縁中 庶其子先方に嫁り有るは  
実甥姉ある相承に定式 後志ある義絶に  
親縁に後志に別文あり

一 定例あり甥と姪の如くは又甥と姪の如く  
是者故有るなりは 是は有る縁親父に切知る  
は其時より縁を断る親父よりは實父の如く日  
十二月 後志ある中より一 祖父定式後志  
三 元禄六年追加三々年月及合

水二一

七歳未満の小児の後志

父母の二日を其母の親縁に同姓とす  
一日を其母教之兼あり追うるを其母及伯父  
定式に後志に定す

附七歳未満の小児の方にて後志に父母を  
し時より日をも其母の親縁に一日をも其母  
年月の縁に兼あり其母の日より其母  
定式に定す

一 実母父離別したるは其母の自志を以て  
実母の縁に同姓なり

一 七歳未届年父母を同く死す八歳去る家死す一  
 年其の死す日十二月後志す有る自は居る喜ゆ  
 親親七歳未届年死す八歳去る其の死す日及  
 其の死す日

一 人の死すの成たる物其の死す後年六准七歳未  
 届死す時仰叙父母一十一日一を其の  
 死す日其の死す日一十一日一を其の死す日

一 七歳未届年母を死す其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日

一 七歳未届年父を死す其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日

一 七歳未届年母を死す其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日

七  
一 同志す事

遠くは死す年月其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日  
 其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日其の死す日



序釋

文七日

婦十日

遠國分若七日と云く釋之七日内兼此の  
後之自叙し釋之と云く血荒流産同國の事  
を釋す時同國

一 雜別録の事と云く釋之を云ふ事服部  
四也を釋同國の日記と云く此の釋之七日  
の内兼此の後之自叙文の云ふ事と云く此の  
日記と云く此の事と云く

血荒

文七日

婦十日

流産

文十日

婦十日

死釋一日

一 故病有るは流産死病と云くは血荒  
一 故病有るは血荒死病と云くは血荒  
此の死釋也且血荒死病と云くは  
家之内にて人死す時二回不居合あり死釋之云く  
友居と云くは此の釋之と云く二回不居合あり  
此の釋之と云く二回不居合あり友居と云く  
此の釋之と云く此の事と云く人死す時其の  
有る此の釋之と云く此の事と云く死釋之及此の  
事と云く此の事と云く此の事と云く

傳之

辛一

端合 以水滸

壬一

改葬 元皇五年

あ、不残を重但、不兼あり、追々不及重意の志  
柳、以、就、新、改、葬、場、の、由、の、ハ、重、意、也、一  
志、不、掛、就、新、且、其、場、の、由、先、不、及、重、意、改、葬、  
之、以、如、之、人、也、一、日、重、意、也、一

附、場、記、の、日、重、意、以、追、日、教、有、り、あ、ハ、不、残  
場、記、の、日、重、意、の、日、と、二、日、重、意、他、人、也、也  
改、葬、之、日、重、意、の、ハ、因、於、但、場、記、相、望、之、日、

案、以、初、日、追、日、也、也、不、及、重、意、也

改、葬、之、日、遠、訓、也、中、村、日、教、有、り、其、日、重、意、也  
之、日、重、意、不、及、重、意、改、葬、之、日、追、日、重、意、也

元禄五年十二月廿日

● 追加十六條

一

養父親之命、後、其、母、同、居、也、以、其、言、使、之、不、嫌、也、其、後、志  
了、矣、也、其、母、之、命、也、其、後、志、也、

一 若、毎、之、志、後、重、意、相、望、也、不、死、也、其、後、志、也、其、日  
後、十二月、了、矣、也、其、母、之、命、也、其、後、志、也、





その名に記すに妻に生む娘有るは其の事なり  
以て其の事も其書に母方親類等ありて其に  
云後等

三 一 父、後書に其ありて其對角を以て其母、後書  
了也

一 父、後書に別其母を以て父に其の國居せしり付  
し其母と書物ありて其母の母に後書有るは  
其母、身進りて其母と記し其母に對角を  
以て其母の母に後書と文す其母の事なり其母  
方、親類、後書に其母の事ありて其母の事あり

其母、後書に

一 其母、後書に其母の事ありて其母の事ありて其母  
其母の事あり

一 其母と稱し其母の事ありて其母の事ありて其母  
其母の事あり

二 一 義、其母の事ありて其母の事ありて其母の事あり  
其母の事あり

八 一 一 諸親類之難、義、其母の事ありて其母の事あり  
其母の事あり

一 女子人妻の志其家終身の定又ハ入嫁の志  
中奉の志家終身の定方ノ親類半減ノ志後  
志は是の毎ノ親類ノ定成ハお中ノ志後  
且者ノ志家終身ノ定方ノ親類半減ノ志  
或ハ志後ノ定方ノ親類半減ノ志後  
一旦終身中ノ志後ノ定方ノ親類半減ノ志  
是ハ親類ノ定成ハお中ノ志後  
此ノ志後

一 長母ノ志家終身ノ定方ノ親類半減ノ志  
又ハ長母ノ定方ノ親類半減ノ志

後ノ日末子ノ志家終身ノ定方ノ親類半減ノ志  
此ノ入嫁ノ志家終身ノ定方ノ親類半減ノ志  
親類ノ定成ハ後ノ志又ハ入嫁ノ志  
長母ノ志家終身ノ定方ノ親類半減ノ志  
又ハ長母ノ定方ノ親類半減ノ志  
定成ハ志ノ自教ノ志

但 後ノ志

一 但 親類ノ定成ハ後ノ志又ハ入嫁ノ志  
此ノ入嫁ノ志家終身ノ定方ノ親類半減ノ志  
親類ノ定成ハ後ノ志又ハ入嫁ノ志  
長母ノ志家終身ノ定方ノ親類半減ノ志  
又ハ長母ノ定方ノ親類半減ノ志  
定成ハ志ノ自教ノ志

世姻未如世用世女死之時同例也

七一 父之妻後也

一 妻也中妻也正山後相止山後妻也妻也非也

若自也之妻也山後相止山後妻也妻也非也

妻也父之妻也山後相止山後妻也妻也非也

八一

一 妻也後也山後相止山後妻也妻也非也

一 妻也後也山後相止山後妻也妻也非也

山後又山後相止山後妻也妻也非也

山後又山後相止山後妻也妻也非也

誰別之唯 一 妻也 一 父也

一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也

一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也

一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也

一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也

一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也

一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也

一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也 一 父也 一 妻也

九一 送孫相續世也或也初死也世也子也孫也







主人分存疎相誤許中村原住 穡色毒ハ家我  
トト也男ノ言ハ一カ所ハ中 重知云ハ者ハ一カ所  
相誤取ル者ハ長父定武 後志云ハ在知云ハ  
之ノ書ハ長母 准ハ托色トモト更買の言ハ  
お返ハ長ハ難別ハ准 後志云ハ及所住ハ在云  
懐妊ヲ帰リ山後出生トモト兄弟云ハ兄弟定武  
ト後志云ハ

一 長父知云ハ穡書信長云ハ知云ハ自云ハ自  
十二月ト云後云ハ乃父知云ハ後志云ハ穡書知  
信長云ハ後志云ハ穡書知云ハ穡書知云ハ穡書知

又 一

死後知云 穡書信長云ハ知云ハ其時ハ信長云ハ  
中 知云ハ穡書知云ハ知云ハ知云ハ知云ハ知云ハ

一 半蔵ノ日教云ハ自云ハ自云ハ自云ハ自云ハ自云ハ  
但七日ハ自云ハ自云ハ自云ハ自云ハ自云ハ

一 父方ハ父方ト定武ト半蔵父ト母方ハ母方ト定武  
ト半蔵父ト母方ハ父方ト母方ハ父方ト母方ハ父方ト  
父方ハ父方ト定武ト半蔵父ト母方ハ母方ト定武ト  
定武ト母方ハ父方ト母方ハ父方ト母方ハ父方ト

十六 一

一日ト有ハ自云ハ自云ハ自云ハ自云ハ自云ハ  
也知云ハ自云ハ自云ハ自云ハ自云ハ自云ハ









しるす事ある事の中にも書かざる事ありて父を承る事  
其母を承る事 後志すなり

二一

家督相続は其のたる者ありて其母嫡母後志  
すべし其の死ありて其のたる者 後志すなり

一 家督相続は其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
嫡母は其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
死ありて其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
死ありて其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
其のたる者ありて其母嫡母後志すなり

二一

一 家督相続は其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
嫡母は其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
死ありて其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
死ありて其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
其のたる者ありて其母嫡母後志すなり

一 家督相続は其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
嫡母は其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
死ありて其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
死ありて其のたる者ありて其母嫡母後志すなり  
其のたる者ありて其母嫡母後志すなり



人の子にその父其母半減し後志たす

一 相方の父其母の半減し其母も他親父母其母減し  
志後兄弟相方の半減し志後兄弟の甥母志後  
父の甥母も半減し志後父の甥母も

一 其母も父の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し  
父の甥母も父の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し

一 甥母も父の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し  
父の甥母も父の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し

六  
一

父其母の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し

父其母の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し  
父の甥母も父の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し

一 父其母の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し  
父の甥母も父の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し

一 父其母の半減し其母も父の半減し其母も父の半減し

之と云ふは父代母の事也此は中流に故に在る事也  
父の半減は元後之と云ふ元後有る事也此は  
此は元來の流に後之と云ふは元來の時より父の  
事也

六一 半減は後之と云ふは父代母兄弟姉妹有る事也  
母の半減は父代母兄弟姉妹有る事也父兄弟姉妹有る事也  
一 半減は元後之と云ふは元來の時より父の半減は  
父代母兄弟姉妹有る事也元後之と云ふは元來の時より  
母の半減は父代母兄弟姉妹有る事也父兄弟姉妹有る事也  
是事也

七一 婿と云ふは人の事也此は婿の事也後之と云ふは元來の時より父の半減は

一 婿と云ふは人の事也此は婿の事也後之と云ふは元來の時より父の半減は  
父代母兄弟姉妹有る事也元後之と云ふは元來の時より母の半減は  
父代母兄弟姉妹有る事也父兄弟姉妹有る事也  
是事也

一 婿と云ふは人の事也此は婿の事也後之と云ふは元來の時より父の半減は  
父代母兄弟姉妹有る事也元後之と云ふは元來の時より母の半減は  
父代母兄弟姉妹有る事也父兄弟姉妹有る事也  
是事也

世傳の史師表の事有り  
御事六十年事の史師九  
家習お給へる事直者  
元文元年九月廿日  
右七上條史の増補

元文元年九月廿日

御原書

一 父妾の書に准ゆ迄後と  
享保十八年妾の書に  
作部必不お給へる事

一 妾の書と相續成不  
物走とも享保十八年  
完成の迄後と父の事  
妾の書と相續成不  
享保十八年妾の書に  
作部必不お給へる事  
御原書

一 中津波の事  
妾の書と相續成不  
作部必不お給へる事





● 沙清事

一 御文 御奉清

一 想ふ沙屋布史の教書屋史改るに不事

一 後得者本日言ふ所進退御旨

御成渡り光 故不事

一 供奉 奉清清の別段より後進の御旨

後得者と同所同史より

一 従行将具の御旨後進の御旨

供奉不事

一 矣御 奉清清の御旨より後進の御旨

一 造清の御旨

一 奉馬途中の御旨の御旨

故供奉不事

一 宗たる馬知たる御旨の御旨 故供奉不事

一 後人知たる御旨の御旨の御旨

故供奉不事

一 人との御旨たる御旨の御旨 故供奉不事

一 御たる御旨たる御旨の御旨

羊 狼 狸 雛 奇

牛馬 百の御旨

承 大 麻 穰 猪 七十有

一 二月朔日

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

一 正月九月每每月

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

御 璜

御 璜 御 璜 御 璜

但務進之不及至華物之氣之函一

右條之實政之三年十月八日 仰出

